

特定保健指導に関する個人情報の共同利用について

静岡市食品国民健康保険組合では、特定保健指導が実施可能な委託医療機関のご案内をする際に、事前に特定保健指導対象者の個人情報（特定保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）を事業所にお伝えし、特定保健指導対象者への勧奨及び日程調整をしていただくために、それらの情報を共同利用します。

なお、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第27条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるとされています。

以上を踏まえ、静岡市食品国民健康保険組合と当組合加入事業所は、従業員組合員の特定保健指導に関する個人情報（特定保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）を共同利用します。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

特定保健指導対象者のお名前及び特定保健指導支援コース

※健診結果データ及び相談内容は含みません。

2. 共同利用者の範囲

特定保健指導対象者が勤務する静岡市食品国民健康保険組合加入事業所と静岡市食品国民健康保険組合

3. 共同利用目的

従業員組合員の健康の保持・増進のため、加入事業所と静岡市食品国民健康保険組合が、協力して特定保健指導を進めることを目的としています。

4. 個人情報の管理についての責任者

静岡市食品国民健康保険組合 事務局

5. 共同利用を希望されない場合

静岡市食品国民健康保険組合 電話 054 (253) 4533 までお申し出ください。

参考

個人情報の保護に関する法律（第三者提供の制限）第27条第5項

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。